

市民グループ企画 実施要綱

2020(令和2)年2月1日改定

(目的)

熊本市男女共同参画センターはあもにい(以下、はあもにい)は、男女共同参画の推進に寄与する企画に対し、その実施の支援を行う。

(募集時期)

当該年度に開催することを条件に、前年度の11月から12月を目処に募集を行う。

(募集企画数)

3 企画募集する。採用する企画数に応募が満たない場合は、継続して募集を行う。また、はあもにい館長の判断により企画数を増やすまたは減らす場合がある。

(実施時期)

募集を行う年度の翌年度5月～翌翌年度3月までに企画・実施可能なもの。

(企画内容)

男女共同参画の推進に関するものならば形式は自由とする(例:講演会、映画上映会、ワークショップ、シンポジウムなど)

(申込方法)

事前連絡の上、来館または郵送、メールにて所定の書類により申し込む。

(選考)

書類選考を経て、応募者(団体)と面談を行う。選考は、はあもにい館長およびはあもにい館長が指名した者が行う。採用および不採用の連絡は書面をもって行う。

(選考基準)

目的に合致し、当該年度に実施可能である企画であることが必要である。ただし、下記のいずれかに該当するものは選考対象とならない。

- (1) 興行その他、営利を目的とするもの
- (2) 政治的または宗教的な普及宣伝活動と認められるもの
- (3) 特定企業・営利団体の広報・宣伝活動を伴うもの
- (4) チャリティー事業等で、寄付行為を伴うもの
- (5) その他、内容が支援にふさわしくないと認められるもの

(支援内容)

主催者と協議の上、はあもにいが下記のいずれかまたはすべてを支援する。決定した支援の内容は、採用通知に記載する。ただし、催事内容や運営主体、状況の変化その他により、はあもにい館長は支援の内容を変更または中止することができる。

- (1) 施設使用料(会場費)の減額または減免(ただし、附属設備使用料は除く)。
- (2) 広報誌やHP等の掲載、その他による広報の協力。
- (3) 印刷室の利用(催事内容により印刷枚数の上限変更)。
- (4) 事業費の助成(上限を3万とする)。

(対象となる施設)

はあもにい全館を対象とする。ただし、申請時の検討や事前の打ち合わせ等により調整する場合がある。また、準備やリハーサル、映写会の下見等で施設の追加使用が必要となった場合は、はあもにい館長の判断により施設の追加や変更を行うことができる。

(主催)

主催は、申請者とはあもにいの並び主催とする。広報を行う場合は、「はあもにい市民グループ企画」であることと、はあもにいの「並び主催」であることの記載を要する。

(主催者)

企画を主催する者は申請者と同一である必要がある。法人または団体が行う場合は、代表者および連絡担当者を明確にする必要がある。主催者が実行委員会である場合は、実行委員会の名簿および規約を提出する。主催者や代表者または連絡担当者が変更になる場合には、速やかにはあもにいに連絡をする。変更の可否ははあもにい館長が判断する。変更が不可となった場合、当該市民グループ企画は中止となる。

(企画)

目的に合致し、当該年度に実施可能である企画であることを要す。内容が途中で変更になり、当初と目的が異なった場合、はあもにい館長の判断により、支援を中止することができる。

(打ち合わせ)

企画の準備および実施、また施設の使用や利用方法について、はあもにいスタッフと綿密な打ち合わせを行う。

(広報物および広報)

広報物作成は主催側で行う(ただし困難な場合ははあもにいで支援)。作成物は、はあもにいスタッフによる事前の確認を要する。各メディアの取材の受け入れを行う際は、取材日時、取材者、内容、掲載予定日を事前に報告する。

(準備・実施)

申込対応は基本的に主催側で行う(ただし困難な場合ははあもにいで支援)。当日までの準備当日の運営は主催が主に行う。申込みで得た個人情報(はあもにいで)は当該市民グループ企画においてのみ使用し終了後は速やかに破棄すること。その後の広報・情報発信に使用する場合は必ず本人に許可を得ること。

(報告)

企画の終了後、30日以内に報告書および決算書を提出する。事業費の助成がある場合は、報告書の受理後の振込みとなる。報告書には実施風景写真の添付を要する(はあもにいで)の写真撮影が可能な場合は不要)。実施風景写真は参加者の個人情報に留意すること。

(アンケート)

はあもにいで)の準備する受講者へのアンケート協力。ただし催事内容により難しい場合はこの限りではない。

(その他)

市民グループ企画の採用から実施、報告まで、主催者とはあもにいで)の双方が誠意をもって進めていく。途中または実施中であっても、不誠実な状況が見られた場合、はあもにいで)館長の判断により、企画内容の変更・中止を行うことができる。